

道路占用物件埋設工事における路面復旧基準要領

道路占用物件埋設工事における路面復旧基準要領（以下「要領」という。）を定める。

（目的）

第1条 本要領は、道路法第32条の規定による道路占用許可申請（以下「申請」という。）において占用物件埋設工事（以下「占用工事」という。）を実施する際の路面復旧基準を定めることで、道路構造の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 用語の定義は次のとおりとする。

- （1）占用物件 道路管理者以外の者が、道路上若しくは道路内に設置し継続的に使用する工作物、物件をいう。
- （2）占用者 占用物件の管理者または所有者をいう。
- （3）占用工事 占用者が、道路を掘削し占用物件を埋設する工事で路面仮復旧後の地盤圧密沈下期間を経て、本要領第4条により決められた路面本復旧までを指す。

（路面掘削の制限）

第3条 新築及び改築による舗装工事完了後、次に掲げる期間を経過していない個所の掘削は原則として許可しないものとする。

- （1）アスファルト舗装 5年以上
- （2）コンクリート舗装 7年以上

2 前項各号に規定する場合であっても、ガス、水道等の漏洩のため応急処理が必要な場合、災害の防止、事故の復旧等一般の危険を防止するため掘削する場合、沿道建築物に対する引込み管線路のために掘削する場合、その他公共事業等のためやむを得ない場合等、当該規制措置が講じられる前の段階では想定され得なかった工事については、必要最小限の範囲について認めるものとし、路面復旧の方法及び範囲については、道路管理者の指示に従うものとする。

なお、本来計画的になされるべき老朽化対策による占用物件更新埋設工事につ

いては、原則規制の解除を認めないものとする。

ただし、事前に道路管理者と協議したものや、公共に帰する案件については、道路管理者の指示に従う場合において認めるものとする。

(路面復旧の方法)

第4条 路面復旧の方法については、次のとおりとする。

(1) 路面の復旧にあたっては、速やかに道路を復旧することは勿論、現況路面の舗装構成を調査・確認し、従前の舗装構成・密度には特に留意した復旧を行うものとする。

また、施工方法及び管理などについては、関係法令や土木工事にかかる基準により行うものとする。

(2) 占用工事期間中において、夜間など作業を行わない時間は基本的に道路を交通解放することとする。その際、掘削箇所については、既存高と段差が生じないように埋戻しを行うこととし、止むを得ず埋戻しが出来ない場合も、自動車等の円滑な走行に支障を及ぼさないよう仮設計画を立てること。また、交通解放できない場合も道路一般利用者に配慮し適切な安全管理に努めるものとする。

(3) 路面復旧について、占有者は地盤圧密沈下等を考慮し、まず路面仮復旧で施工するものとする。ただし、路床及び路盤は本復旧舗装構成で復旧するものとする。

(4) 占有者は、交通解放後における段差発生等に考慮して道路パトロール等を行い、道路の正常な管理に努め、地盤圧密沈下等の状況把握により総合的な検討を行い、路面本復旧の施工を行うものとする。基本的には地盤圧密沈下期間を工事完了後1年間とし、その後6カ月以内に決められた影響範囲までの路面本復旧を行うものとする。

なお、占有者が個人である場合や小規模な工事など、やむを得ない理由がある場合については、路面仮復旧の期間や路面本復旧の範囲を、道路管理者が認める範囲まで減ずることができるものとする。

(5) 占用工事の責任期間は路面本復旧工事完了の日から2年間とし、責任期間

中に占用箇所の路面が破損したとき、または占用工事に起因する影響が周囲の路面に発生したときは、占用者の負担において、補修や復旧を行うものとする。

- (6) 路面本復旧範囲については良好な路面管理の維持及び道路景観に考慮し、次のとおり定める。なお、ア及びイについて基本的には別表第1及び別表第2により影響部分及び影響範囲の面積を算出するものとする。

ア 掘削部が車道の場合

路面本復旧範囲は、掘削部に影響部分の面積を加えたものとする。ただし、影響部分の面積によって復旧工事を施工することが、当該道路の機能を掘削前の道路の機能と同等にするため十分でないと認められる場合は、掘削前の道路の機能と同等にするため必要な範囲において、道路管理者は占用者に対し影響範囲を定めることができる。

イ 掘削部が歩道の場合

横断方向幅員については、全幅復旧するものとする。

ただし、歩道幅員が3.0m以上となる場合などについては、掘削状況に応じて車道同様の影響範囲を考慮し、かつ道路管理者と協議のうえ、復旧範囲を定めることが出来るものとする。

- (7) 路床の復旧は、掘削土が良質土であれば再利用し、そうでない場合は良質土に置き換えるか、掘削土を改良（石灰混合改良等）し使用するものとする。なお、再利用の可否及び掘削土の改良については、道路管理者の指示によるものとする。
- (8) 路面復旧の基本的な事項については、別表第1のとおり定めることとし、路面復旧には区画線設置も含むこと。また、定めのない事項に関しては道路管理者に協議し、その指示に従うものとする。
- (9) 占用物件が道路構造物と交差する占用工事を行う場合、離隔は十分に確保し、原則人力による横穴掘りは不可とする。その施工については、再利用撤去再設置により行うものとし、再利用できない場合は、占用者の責において、同等以上の新設構造物での施工とする。

ただし、止むを得ない理由で構造物の安全性が保たれる施工の場合は、道路管理者との協議により、許可された施工方法にすることができる。

(10) 本条第4号に記載のある占有者が個人や小規模な工事などで、かつ緊急を要する場合の第3条第2項の占用工事において、やむを得ず地盤圧密沈下期間を設けず路面本復旧となる場合には、既設の各舗装構成厚さに1.3乗することを原則とし、詳細は事前に道路管理者と協議し指示を仰ぐものとする。

(11) 法定外公共物（道路）についても本要領によるものとするが、施工箇所によつては、復旧範囲は必ずしもこれに限らないため、管理者と協議を行うものとする。

(工事竣工届)

第5条 占有者は、占用工事完了後速やかに次に掲げる書類を添えて、別記様式により工事竣工届を市長に提出しなければならない。

(1) 施工写真（詳細については道路管理者の指示によるものとする。）

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、次によるものとする。

(1) 占用関係法令、国及び県が発出した告示通達等に準ずるものとする。

(2) この要領により難い特別な事情があるときは、道路管理者に協議し、その指示に従うものとする。

附 則

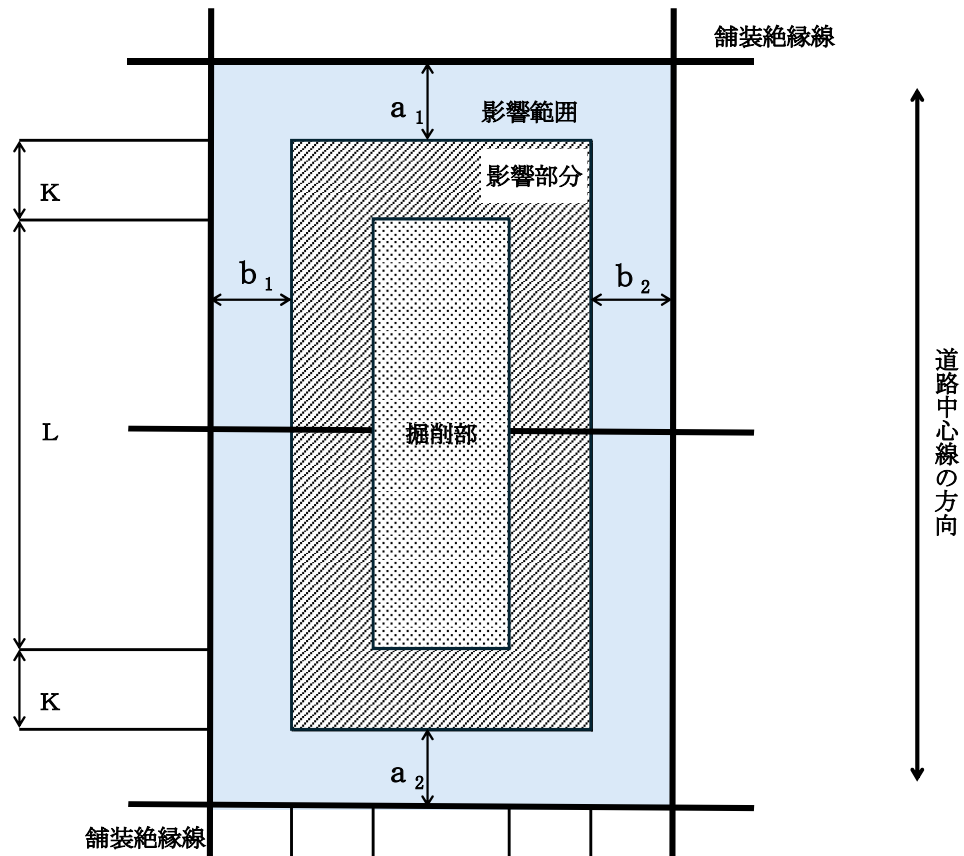
(施行期日)

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

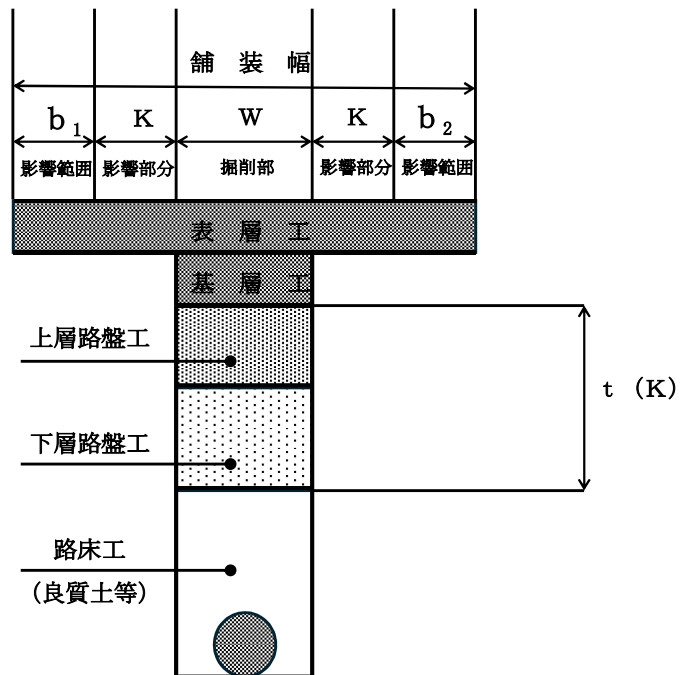
別表第1

(1) 復旧範囲 (S)

【参考】



横断図



別表第2

復旧面積は、掘削部に影響部分と必要により影響範囲（ $a_1 a_2 b_1 b_2$ ）を加えたものとし、標準的には次式により算定する。

ただし、工事に起因して隣接する既設舗装に欠陥を生じさせた場合には、その部分を復旧面積に加えるものとする。（舗装の亀裂、落ち込み、平坦性阻害など）

$$S = (L + 2K + a_1 + a_2) (W + 2K + b_1 + b_2)$$

S ～復旧面積

L ～掘削部の長さ

W ～掘削部の幅

K ～影響部分の幅（掘削部の幅に復旧路盤の厚さを加えたものとし、その厚さが30cm未満となる場合は、30cmの幅とする。）

$a_1 a_2$ ～道路中心線と平行方向の影響部分の端から、舗装の絶縁線までの距離（2.0mを超えるときは0とする。）

$b_1 b_2$ ～道路中心線と直角方向の影響部分の端から、舗装の絶縁線までの距離（1.5mを超えるときは0とする。）

（注）

- 1 影響部分及び影響範囲については、表層を撤去し、掘削部と合わせて本復旧を行うもの。影響範囲の可否について、上記の式による範囲は原則行うものとする。
- 2 「路盤の厚さ」とは、表層及び基層等と路床の間にあつて、主に砂利、碎石など粒状材料をもって構成された層の厚さをいう。
- 3 「絶縁線」とは、既存カッター線、中央線、側溝等工作物、目地版及びマンホールなどをいう。

ただし、マンホールなどの路面にある構造物の面積が0.3㎡以下のものについては、絶縁線とはしないが、道路管理者と影響範囲について指示を仰ぐもの。

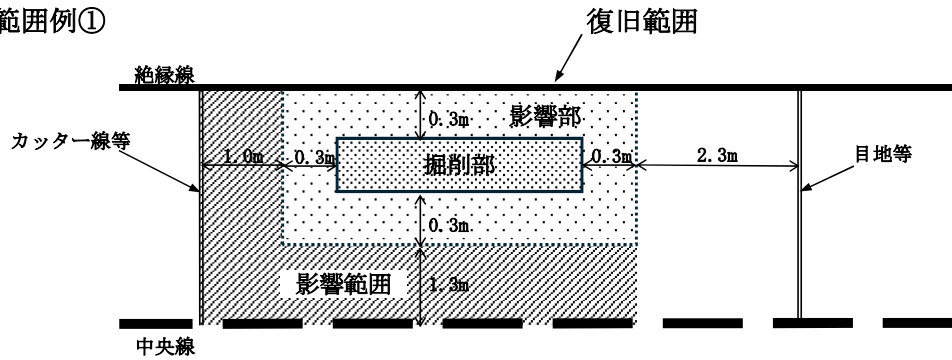
- 4 従前の路面状況が著しく不良な場合や影響範囲の付近や端に轍、既存カッター線及びマンホールなど段差等生じる場合は、道路管理者と協議のうえ復旧すべき影響範囲の指示を仰ぐこと。

- 5 絶縁線がマンホール及び弁等となるとき、その中心より縦横断に2.0mを影響範囲として追加するもの。

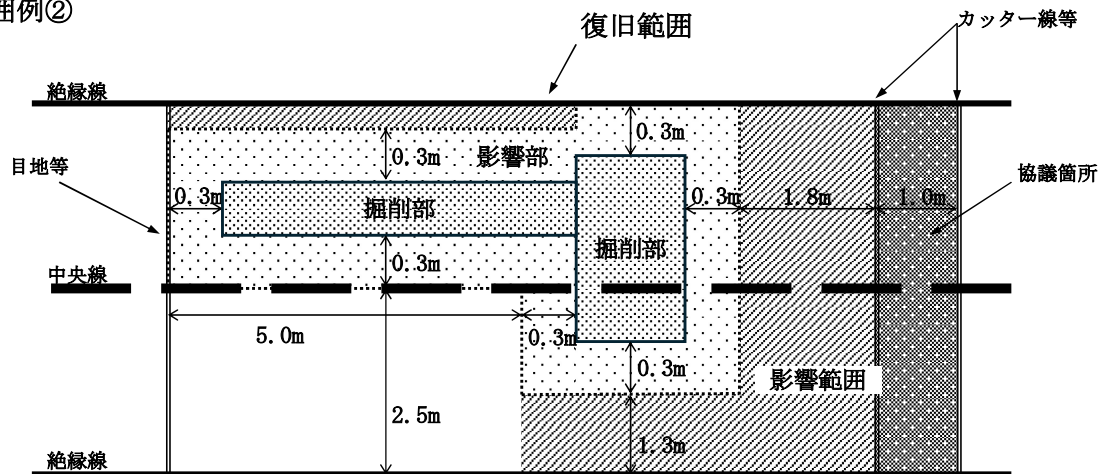
なお、注) 3 のただし書きに該当するもで、かつ影響範囲となった場合は2.0mを1.0mに減じることが出来る。

道路占用物件埋設工事における路面復旧基準要領による施工例

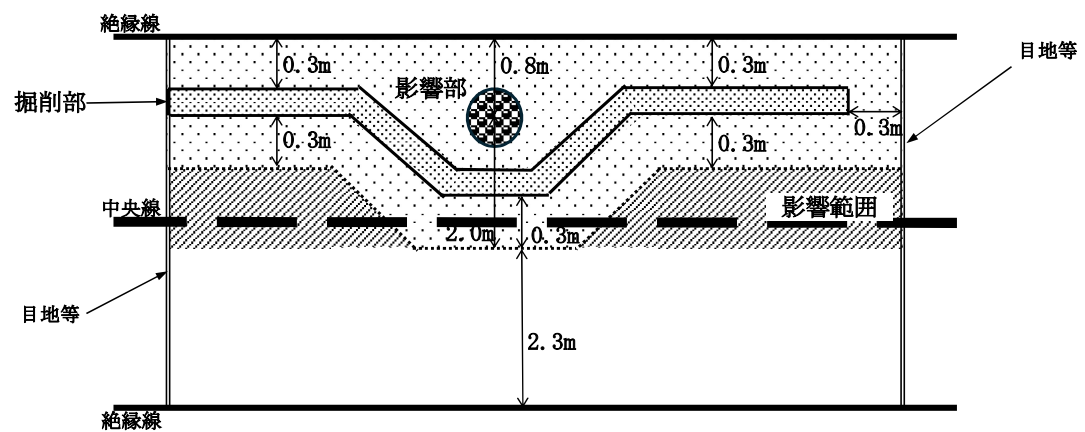
復旧範囲例①



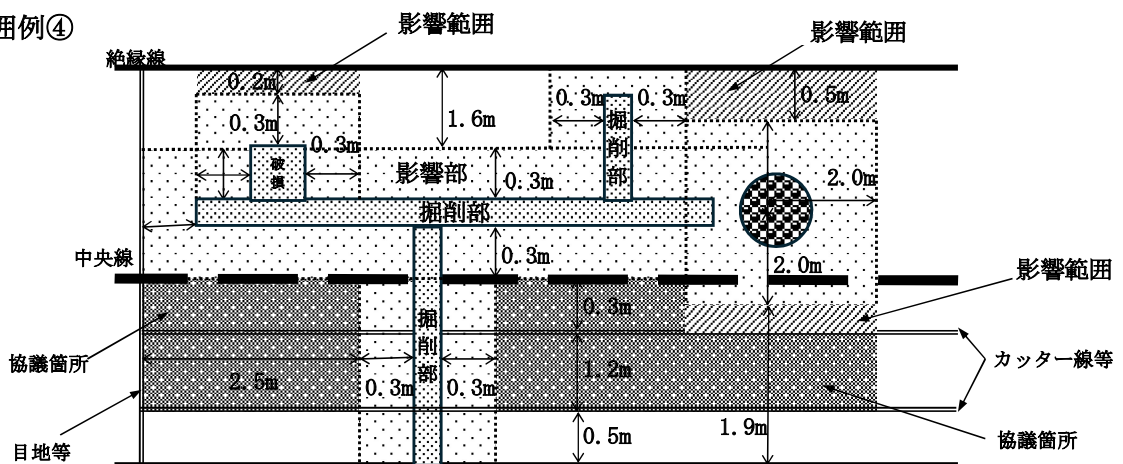
復旧範囲例②



復旧範囲例③

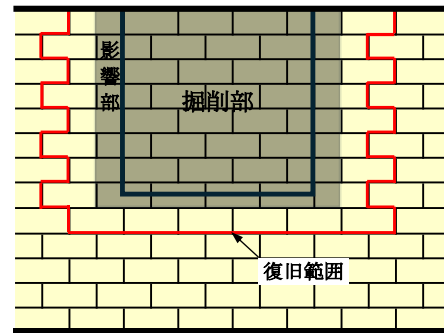
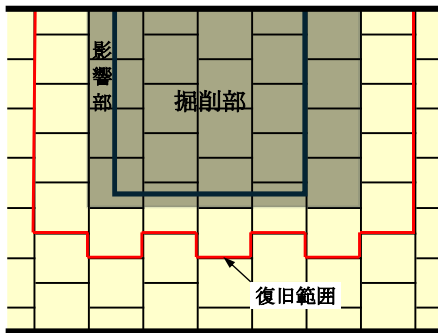


復旧範囲例④

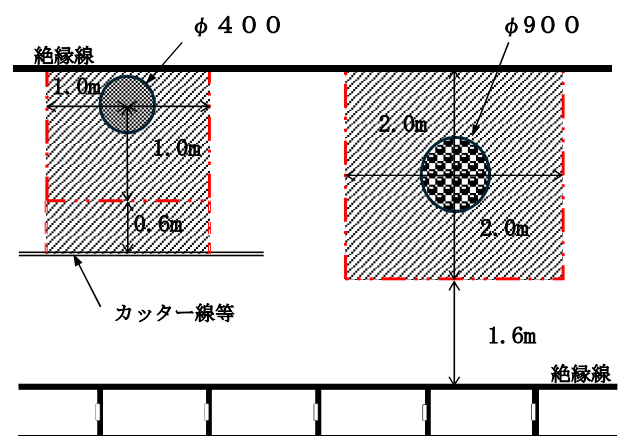
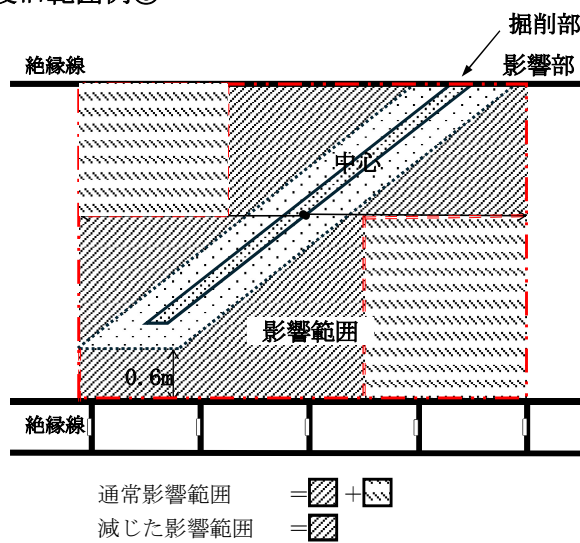


復旧範囲例⑤

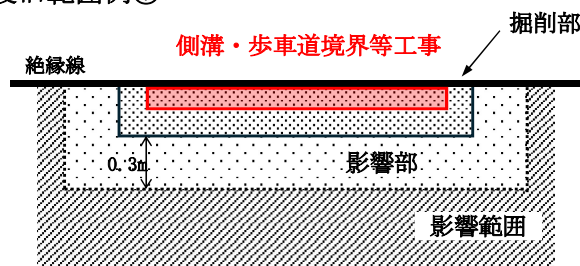
・インターロッキングの場合は、掘削部に係るタイルを影響部とし、本復旧については、その次までのタイルを復旧する。



復旧範囲例⑥



復旧範囲例⑦



※影響範囲については、絶縁線までの距離を加味すること。
また、影響部のみの復旧範囲となった場合でも、
十分転圧できる復旧幅を設けること。

